



# 防災の新たな動きと 環境保全

文化庁文化財部参事官  
(建造物担当)  
**荻谷勇雅**



## 国連防災世界会議

二〇〇五年一月、阪神淡路大震災から一〇年が経った機会に、兵庫県神戸市で国連防災世界会議が開催されました。この会議の中で、「文化遺産の危機管理」と題する分科会が、文化庁、ユネスコ、イタリヤの共催により開かれました。

一九九〇年代は「国際防災の一〇年」でしたが、九四年の第一回防災世界会議(横浜市)をはじめ、一連の取組の中で、文化財の防災が議論されることはありませんでした。前記分科会は、防災に関する国際会議に初めて文化財をテーマとして掲げたものです。その成果として、「二〇〇五―二〇一五兵庫行動枠組」には、災害に対する十分な抵抗力をもたせ、保護ならびに強化すべき重要な公的施設に、

学校、病院等と並んで「文化的に重要な土地及び構築物」が明記されました。

防災世界会議では、また、文化遺産の防災研究に携わる大学、学会、NPO等が、立命館大学の呼びかけにより「文化遺産防災連絡会議」を結成し、「文化遺産を災害から守るために」と題するパブリックフォーラムを開催しました。

文化財防災を考える一連の場の提供は、阪神淡路大震災を経験した日本だからこそ行い得た国際貢献と言えるでしょう。

## 阪神淡路大震災後の 文化財防災の発展

一九九五年一月に生じた阪神淡路大震災は、大規模地震における文化財の保護、特に未指定の文化財や密集市街地の中の文化財の保護について大きな課題を投げ

かけました。

文化庁では一九九六年に文化財保護法を改正し、登録有形文化財(建造物)の制度を導入しました。これは、建築後おおよそ五〇年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを広く文化財と位置づけ、緩やかに守っていくものです。今日までに、約五〇〇棟が登録されています。二〇〇五年四月には、制度が有形文化財(美術工芸品)、有形の民俗文化財、記念物にも拡充されました。

一九九六年には、また、文化庁防災計画が改正され、文化財等救援委員会の組織について明記されました。阪神淡路大震災直後には、兵庫近隣府県の文化財担当者等を文化庁が組織し、文化財の救援活動を行いました。この改正は、そのときの経験に基づくものです。これを受け

て、兵庫県でも県地域防災計画を改めました。兵庫県では、二〇〇一年からヘリテージマネージャー養成講習会も開始し、平時の文化財建造物保護活動のみならず、災害時の被害調査等に寄与できる人材育成に取り組んでいます。

さらに、阪神淡路大震災以降、重要文化財(建造物)については、指定建造物の耐震性能の強化や、防災施設(例…消火設備)、保存施設(例…覆屋)の耐震化などが大きな課題となり、この一〇年間で一定の成果を現しています。今年度からは、重要文化財(建造物)耐震診断事業が始まっています。

## 文化財と地域を一体的に守る

注目のべきことは、文化財を地域と一体的に守ろうとする考えが示され始めていることです。文化財に対する社会の認識の深まりと、大規模地震等に対する危機管理の意識の高まりが相まって、こうした考えは、むしろ、文化財保護以外の分野から強く打ちだされています。

中央防災会議による東南海・南海地震対策大綱(二〇〇三年一月)では、推

進すべき計画的かつ早急な予防対策の一つとして文化財保護対策の実施を謳い、周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全等による延焼防止対策、崖崩れ防止対策など、文化財周辺の環境整備を進めるべきとしていきます。

二〇〇三年には、また、内閣府、国土交通省、消防庁、文化庁により「災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会」(委員長…土岐憲二・立命館大学教授)が組織され、「地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方」(二〇〇四年七月)がまとめられました。この委員会報告では、法律等で指定、登録されていないことも、あるいは、法律等による文化財の定義に含まれていないことも、地域の核とされる文化的な遺産を広く「文化遺産」ととらえています。

## 特集の趣旨

このような社会の趨勢をとらえ、文化庁では、関係者と適切に協働できるように、文化財建造物の防災に係る基本的な考え方や、知識、技術の共有化を広く図っていきたいと考えています。

文化財建造物の防災には、防火、防犯をはじめ、さまざまな取組が含まれます。本誌では、本年度が重要文化財(建造物)環境保全事業を創設して四〇年の節目を迎えることから、地震や台風時の土砂崩れや倒木を予防するなど、指定建造物を良好に維持する環境の保全(環境保全)について取り上げました。

文化財保護法が規定する環境保全は、文化財の保存に必要な地域に限られる狭義なものです。また、補助事業として実施するときには、原則として事業者(所有者または管理団体)の所有権が及ぶ範囲に限定されます。しかし、地形、植生、土地全体の文化的意義等が包括的に考慮され、広義な歴史的風致の保全へと発展させる足掛かりとなるのです。

大規模な地震が警戒される今日、文化財建造物の環境保全の必要はますます高まっています。この取組が、地域の防災対策の中に適切に位置づけられ、より大きな効果を発揮するよう、本特集がその一助となることを願ってやみません。

# 文化財建造物の環境保全の取組

文化財部参事官(建造物担当)付整備活用部門

## 重要文化財(建造物)と災害

平成一七年四月現在、三九七一棟の建造物が重要文化財に指定されています。その約九割が木造です。その中には、屋根を檜皮や茅などの可燃性資材で葺くものも四割程度含まれ、火災への備えは重要な事項です。

重要文化財(建造物)には、傾斜地や山麓に敷地を造成し、背後に急峻な斜面を背負うもの、あるいは、山林や湖海と一体的に歴史的風致を形成するものも多く見られます。このような建造物は、地震や台風に伴う地すべり、

強風に伴う周辺樹木の倒木や落枝などの自然災害とも常に向かい合っています(写真1、2)。

同時に大きな被害をもたらすものではありませんが、鳥や動物、虫による被害も

文化財所有者を悩ませるものです。

自然災害のほか、災害には人為的災害も含まれます。故意(落書、放火等)あるいは過失(車の接触、失火等)による重要文化財(建造物)のき損は毎年少なくともあります。

## 重要文化財(建造物)の管理

重要文化財(建造物)の指定制度は、我が国にとって歴史上、芸術上または学術上の価

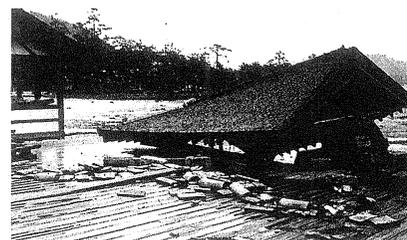


写真1 平成16年9月、台風18号により法面が崩落し、重文・英彦山神社奉幣殿(福岡)が被害を受けた



写真2 平成11年9月、台風18号により蔵島神社(広島)の社殿が被害を受けた。写真は本社蔵殿左門客神社本殿及びその覆屋  
出典：国宝蔵島神社本社蔵殿左門客神社本殿ほか3棟保存修理(災害復旧)工事報告書

値が高い建造物を厳選して指定し、恒久的に保護するものです。さまざまな災害から文化財を守り、その価値を将来にわたって維持するには、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修理を行う必要があります。重要文化財(建造物)の管理には以下の行為が含まれます。

- ①日常的な管理(見廻り、除草、建物や雨樋・排水溝などの清掃等)
- ②小修理(雨漏り防止等の応急措置、壁の繕

## ③保存に必要な施設・設備やその他の物件の管理(防火施設・管理棟の設置・改修・維持管理、敷地の管理等)

い、防蟻・防虫処理等)  
③保存に必要な施設・設備やその他の物件の管理(防火施設・管理棟の設置・改修・維持管理、敷地の管理等)  
①、②のように、たび重なる出費が所有者の負担となるものについては、指定文化財管理費国庫補助により支援をしています。

③における防火施設の設置や敷地管理に要する斜面整備など、多額の経費を要する行為については、重要文化財(建造物)防災施設事業あるいは環境保全事業として国庫補助を行い、所有者や管理団体の取組を支援してきました。どちらの事業も、甚大な被害をもたらす災害から文化財を守るものであり、文化

庁では常に優先的な課題としてきました。  
**重要文化財(建造物)の環境保全**  
環境保全事業は、指定建造物を良好な環境で維持するために必要な次の事柄を推進するものです。

## 環境保全にかかわる主な施策や取組等

昭和	4	国宝保存法を制定	
	9		室戸台風
	15	国宝建造物維持修理要項を發布	
	23		北陸大地震
	25	文化財保護法を制定	ジェーン台風、キジャ台風
	27	防災5カ年計画(環境保全を含む)が始まる	吉野地震
		孝恩寺(大阪)で河川氾濫を防止する土留工事	
		春日大社、大神神社(奈良)の倒木防止工事	
		薬師寺(奈良)境内の排水工事	
	28	長命寺本堂(滋賀)で、地震で崩壊した石垣の補修	台風13号
	29	文化財保護強調週間(第1回)実施	
	30	文化財防火デー(第1回)実施	
	31	二条城二の丸(京都)の西橋をRC造に改修し、消防用道路として整備	
	34	元興寺極楽坊(奈良)で隣接建物の撤去による火除地の設定	伊勢湾台風
		尾崎神社(石川)、大報恩寺(京都)に延焼防止用のRC造防火壁を建設	
	36		第二室戸台風
	37	建造物課に文化財管理指導官を置く	
		青岸渡寺(和歌山)に消防道路を建設	
	40	「環境保全」の予算計上が始まる	台風23号
	41		台風26号
	42	指定文化財保存管理調査(第2回)を全国的に実施	
	45		台風10号、台風19号
	46	被害緊急調査始まる(～48年度)	
	47	「蟻害防除」の予算計上が始まる(～51年度)	
	50	文化財保護法を改正(建造物と一体をなして価値を形成している土地等の指定が可能となる。伝統的建造物群保存地区制度の創設。)	
	51	重要伝統的建造物群保存地区の防災事業が始まる	
	53	重要文化財(建造物)管理実態調査を実施	宮城県沖地震
	54	指定文化財管理費補助制度が始まる	台風16号、20号
平成	3		台風19号
	5		夏季の豪雨ならびに台風7号
	7		阪神淡路大震災
	8	「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」を策定	
	10	重要文化財(建造物)環境保全事業で危険木対策を始める	台風7号、台風10号
	11	「重要文化財(建造物)耐震診断指針」を策定	台風18号
		「重要文化財(建造物)所有審断実施要領」を策定	
		「重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針」を策定	
	12		鳥取西部地震
	13	「重要文化財(建造物)基礎診断実施要領」を策定	芸予地震、台風16号
	15		宮城県沖地震、台風10号
	16		新潟県中越地震、台風18号、23号
	17	重要文化財(建造物)耐震診断事業が始まる	福岡県西方沖地震

平成二二〜一三年度に実施された十島菅原神社本殿（熊本）の覆屋整備では、本殿の解体修理の中で十分な根拠が見いだされたことから、本殿とともに覆屋も復原し、屋根は茅葺とされました（写真4）。防災上の観点からは、これが保存施設として適切であるかが大きく議論されました。しかし、本殿周辺に残る社叢に防風林、防火帯としての機能を見いだせることもあり、歴史的な姿を再現することに決まりました。このことから、覆屋の改修にお

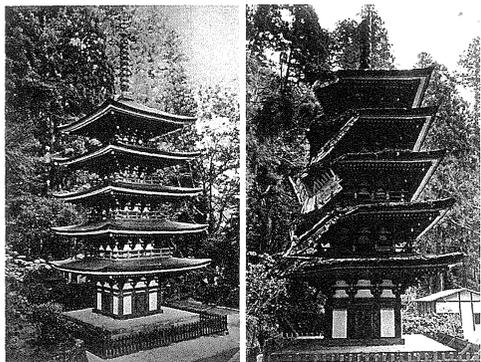


写真5 平成10年9月、日本列島を縦断した台風7号は近畿地方を暴風域に巻き込み、国宝・室生寺五重塔（奈良）も倒木により大きな被害を受けた  
出典：国宝室生寺五重塔保存修理（災害復旧）工事報告書

文化財と地域を災害から一体的に守ろうとする気運が高まる中、また、景観法による地域ごとの景観整備が促進されようとする現在、文化財建造物が地域防災や地域の景観形成の核として認識され、より広い理解での環境保全が関係者の協働により実現されることが期待されます。そのためには、文化財の社会的位置づけを高めるとともに、文化財の防災に係る基本的な考え方が広く理解される必要があり、活用の促進ならびに普及啓発活動の推進そのものが、より好ましい「環境保全」につながっていくと考えられるでしょう。

財（建造物）環境保全事業が始まったのです。  
【環境の理解の深まり】  
覆屋の設置・改修においては、「環境」の理解に歴史的風致への配慮の広がりが見られます。覆屋は重要な建物を保護する伝統的な方法です。覆屋そのものが文化財に指定されているものや、文化財建造物と一体的に扱う必要があるものがあるため、覆屋の改修は環境保全事業だけでなく、保存修理事業や防災施設事業として行われてきました。  
機能上、風や雪、地震などに対して十分に強いことが求められるので、昭和五〇年代までは、覆屋を鉄骨造や鉄筋コンクリート造で新築・改修する事例が多く見られました。

では、構法のみならず、その周辺の環境がもつ防災性能や歴史的文脈についても十分に検討が加えられています。  
【危険木対策】  
平成一〇年の台風七号および一〇号では、一五〇件を超える重要文化財（建造物）の被害が報告されました。この年の台風被害の特徴は、建物周辺で発生した倒木や土砂崩れにより、二次的に文化財建造物が大きな被害をこうむったことです（写真5）。  
周辺環境まで含めた文化財の管理の大切さを見直す中で、文化庁では、林野庁の技術協力を得て重要文化財（建造物）の周辺環境に

関する体系的な実態調査を実施し、平成一一年一月には樹木医等による樹木診断と、伐採・支持材の設置、樹勢回復等の必要な措置を「危険木対策」として環境保全事業の中で行えるよう、補助金の制度を整えました。  
【都市化への対応】  
例えば、昭和三〇年代からは、消防道路や火除地を設定する大規模な事業の必要性が高まってきました。これは急激な都市化の中で、文化財建造物の周辺が市街化するということ関係します。近隣の民家と軒を接するなどの問題が生じ、延焼防止の措置をとる必要が高まりました。こうした状況の中、昭和四〇年に環境保全の予算が独立して計上され、重要文化

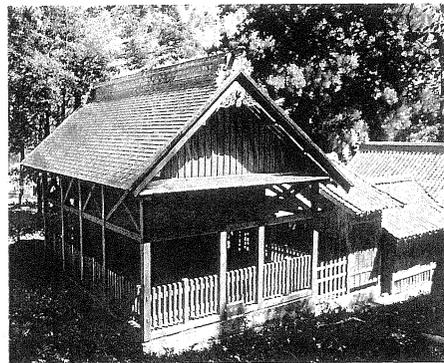


写真3 平成15年度実施の重文・神門神社本殿（宮崎）の覆屋改修。妻梁・軒桁と差物の間に筋交いを入れ、構造を補強した

【環境保全】の考えは、昭和一五年発布の「国宝建造物維持修理要項」で、初めて明記されました。文化財保護法の前身にあたる国宝保存法では、国宝の維持修理に対する補助金の交付を謳っていました。前述の要項では、維持修理を「国宝建造物の保存のため当該建造物を修繕し、なおこれに付随して必要なる保存施設（防火施設、排水施設、防虫施設、保護柵、覆屋、注意札等）を講ずること」としています。しかし、本格的な措置が講じられるのは、昭和二五年に文化財保護法が制定されてからでした。  
初期の事例としては、昭和二七年に実施された国宝・孝恩寺観音堂（大阪）前の河川氾濫を防止する土留工事、春日大社（奈良）境内の倒木防止工事などが見られます。

今日までの環境保全の取組は、擁壁の設置・改修、排水溝の整備を中心に行われてきました。したが、事業の流れを見ると時代ごとに傾向を見ることが出来ます。  
【都市化への対応】  
例えば、昭和三〇年代からは、消防道路や火除地を設定する大規模な事業の必要性が高まってきました。これは急激な都市化の中で、文化財建造物の周辺が市街化することと関係します。近隣の民家と軒を接するなどの問題が生じ、延焼防止の措置をとる必要が高まりました。こうした状況の中、昭和四〇年に環境保全の予算が独立して計上され、重要文化

【防火上必要な土地の整備】  
\*消防道路の設置・山中など緊急車輛の進入が困難な所に消防用の道路を設置。  
\*火除地の設定・市街地火災や山林火災による延焼が懸念される建造物に対して火除地を設定。  
【重要文化財周辺の環境の整備】  
\*擁壁の設置・崩壊や地すべりの発生が建造物の保存に影響を及ぼすおそれがある傾斜地の補強ならびに整備。建造物を直接的、間接的に支持する石垣等の積み直し。  
\*排水施設の設置・建造物の屋根から落ちる雨水や、周辺の土地から流れこむ雨水を適切に排水する施設の設置・改修。

\*危険木対策・倒木や落枝が建造物の保存に影響を及ぼすおそれがある樹木の伐採、枝打ち、支持材設置、樹勢回復等の措置。また、これらの対策に必要な樹木診断。  
【重要文化財の保存施設の設置】  
\*保護柵の設置・指定建造物の防火や防犯上必要な境界柵や塀等の設置・改修。  
\*覆屋の設置・石塔の風化を防止したり、小規模な神社建築等を風雨から保護するため覆屋の建設・改修（写真3）。

環境保全の取組の発展



写真4 重文・十島菅原神社本殿（熊本）の覆屋  
出典：重要文化財十島菅原神社本殿他保存修理工事報告書

# 高良大社境内の地盤調査と地すべり対策

福岡県教育庁総務部文化財保護課技術主査 田上 稔

## はじめに

筑後一宮として古くから人々の崇敬を集める高良大社は、久留米市街南東に位置し、筑後平野一円を眼下に望む高良山山頂近くに鎮座しています。現在の社殿は久留米藩三代藩主・有馬頼利の寄進で造営され、寛文元年（一六六一）に本殿・幣殿・拝殿が完成しました。九州地方における江戸前期の権現造であり、大成された技法と地方色を見せる近世建築であるとの理由から、昭和四七年に重要文化財の指定を受けています（写真1）。

地盤の不同沈下や経年による社殿の傷みが目立ち、昭和四九～五一年度には国庫補助により解体修理が行われました。この工事では文化財建造物本体の修理のみならず、鋼管製支持杭を社殿基礎下に打込み、建物の支持地盤を強化しました。

## 亀裂の発見から調査へ

平成一二年の秋、高良大社に設置された防災施設が機能不良となりました。設備点検のなかであげられます。これらが複合する場合もあります。

高良大社境内における地盤沈下のメカニズムを突き止めるべく、「地表面質踏査」「ボーリング調査」「標準貫入試験」「孔内傾斜計観測」「自記水位計観測」などを含む地盤調査が計画されました。調査は地質コンサルタント会社に委託して行われました。

調査を通じて得られた以下の三つの結果から、境内で地すべりが進行していることがほぼ確実となりました。

- 境内の地層は岩盤、風化岩、盛土の三層からなり、最下層の岩盤は「流れ盤」という滑りやすい地盤構造である。
- 梅雨時には地下水位が上昇し、一日の降雨量が七〇mmを越えると急激な水位上昇が観測される。また、地下水位の上昇に併せて最大一mmの地盤変位が認められる。
- 拝殿前方の土地が幅約七〇mにわたって地すべりをおこなっている（図1）。

## 地すべり防止対策

地すべりの範囲が重要文化財の拝殿足下まで延びるため、滑動が継続して拝殿前方の土地が崩れると、建物基礎は安定性を大きく欠くこととなります。社殿の転倒さえ招きかねない甚大な被害が予想され、地すべり防止対策が求められました。

図1：地すべりによる地盤変位線と地すべり防止対策

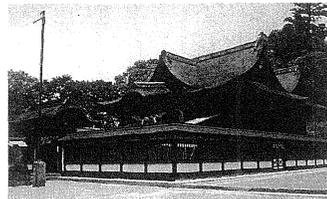
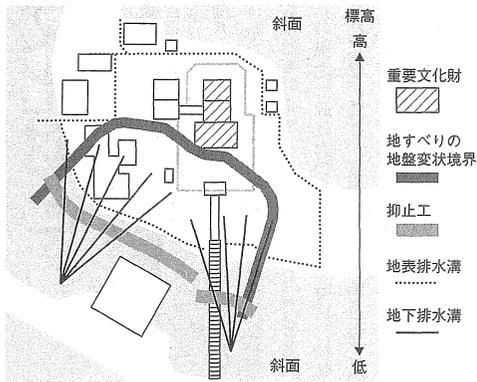


写真1：重要文化財（建造物）高良大社本殿・幣殿・拝殿全景

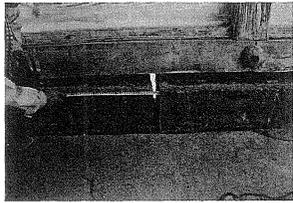


写真2：透堀布基礎に見られた亀裂

ために境内を踏査したところ、東側透堀布基礎に幅三〇mmに至る亀裂が発見されました（写真2）。破断面は新しく、布石が地盤とともに引つ張られて壊れた形状をしています。所有者に聞くと、基礎石の破断だけではなく、防災用の地下配管も地盤が原因で何度かひび割れを生じ、漏水を起こしていたと言います。

数日後、久留米市教育委員会が社殿の四周

高良大社の場合は、地盤のすべりを止めるだけでなく、すべりを発生させる地下水位の上昇を防ぐ必要があります。そのためには、微動している地盤を力づくで止める「抑止工」と、地すべりを誘発する原因を排除する「抑止工」を組み合わせることが最も有効との結論に至りました。

「抑止工」にはコンクリート製の法枠をアーサアンカーで止める工法が選ばれました。「抑止工」には、地表を流れる雨水を確実に排水し、地中に浸透させない「地表排水工」と、水抜きボーリングによって地中に貯まる水を排出して地下水位の上昇を防ぐ「地下排水工」

を巡る透堀の布基礎のレベルを測りました。その結果、最大一五cmの沈下が確認されました。平坦であるべき地表は、北に向けて緩やかに傾斜し、これが塀を傾ける直接の原因となったようです。あらためて境内全域に目を向けると、参道階段脇の石灯籠が傾き、コンクリート製の階段は圧縮による亀裂が入り、裏山の岩盤は節理に沿って大きな口を開いているなど、地盤の変状が原因とされる異常があらわらこちらに確認されました。

地盤沈下の原因を突き止めるため、平成一三年二月から約一年をかけ、所有者の自主事業として、社殿が建つ境内と本殿裏山の地盤変状調査が始められました。

## 地盤変状調査

地盤が沈下する原因にはさまざまな理由が考えられます。代表的なものでは、①大雨などがきっかけで、地盤が円弧すべりを起こす、②地盤中にすべり面が形成され、長い年月をかけ継続的に滑動する、③地下を流れる浸透流が地中の土砂を吸い出し地盤を沈下させる、

を合わせた工法が採用されました（図1）。対策を十分検討し、平成一四年二月から国庫補助を受け、地すべり対策、裏山の崩壊防止、倒木対策などを実施する環境保全事業に着手しました。

## 環境保全事業を終えて

環境保全事業は平成一五年度末までに完了し、平成一六年度には防災設備を改修する事業へと移行しました。環境保全事業が完了した後も、境内での異常をいち早く察知すべく、高良大社では地盤の状態、水平排水孔から湧き出る水の状態、地盤中の水位の変化の状態などについて、自主的に定期観測を行っています。

平成一六年九月にはたび重なる大型台風が九州に上陸接近し、福岡県下の文化財建造物に大きな被害をもたらしました。半年後の平成一七年三月二〇日には、福岡県西方沖地震が発生し、文化財への被害は久留米市にも及びました。わずか半年の間に高良大社は二つの大きな天災を経験しましたが、境内と社殿への被害がごく軽微であったことは不幸中の幸いでした。

高良大社を襲ったこれらの自然災害は、文化財建造物を取り巻く環境的的確な保全が、文化財保護に不可欠な措置であることを実証したように思えてなりません。

# 日光二社一寺の文化財と樹木管理

財団法人日光社寺文化財保存会技師補 高橋俊雄

## 境内の形成と樹木の管理

世界遺産に登録されている日光二社一寺(二荒山神社・東照宮・輪王寺)の境内には、一〇三棟もの国宝・重要文化財建造物があります。現存する建造物の多くは江戸前期に建てられたものですが、日光山は奈良時代末より信仰を集め、古くから社堂が造営されてきました。これらの歴史的建造物は、樹高六〇m、

幹周八m、樹齢三五〇年にもおよぶ杉の巨木林にあって、自然と一体となった森厳な景観を形成しています。

この風土形成においては、室町時代に植林された記録が残り、東照宮および輪王寺大猷院靈廟の造営時にも植林や修景がなされるなど、古くから人の手によって境内の維持・保全が図られてきました。現在でも継続的な樹木の管理が講じられていますが、老木化や腐朽、強風等による倒木、落枝が、建造物に被害を及ぼすこともあります。

## 文化財建造物と周辺樹木の管理

昭和三十八年三月、風速五〇m以上の突風により、東照宮表参道長坂一帯の樹木一六一本が倒損し、文化財建造物六棟が被害を受けました。その後も大猷院靈廟竜光院参道脇の石燈籠群や石柵、東照宮表門西側の彫子塀などが倒木による被害を受けています。平成六年二月には、二荒山神社神輿舎に大枝が落下し、軒を貫通しました(写真1)。幸い建造物の全壊や人的災害には及んでいませんが、樹勢が



(写真1) 大枝の落下により軒を大破した二荒山神社神輿舎



(写真2) 樹上ロープも根固ブローヤミヤチドリを巻き、別の樹木をたて元定。複数の交互作用により直接建造物に倒伏しないようにする

衰退した樹木も多く見られ、境内林の管理はますます大きな課題となっています。二社一寺では、昭和三十八年の被害を機に、建造物周辺の樹木に、樹皮を養生の上、ワイヤロープによる吊込み対策を講じています(写真2)。平成一〇、一一年度には、国庫補助によりこの取組を促進しました。幹の空洞化等により倒木の危険性が高い樹木に対しては、国立公園特別保護地区や史跡内であるため、関連法の手続きに従い、原則として枯死木を対象に伐採を行っています。建造物の棟高より樹高が高い樹木には、落雷が多いことから、五二本を選んで避雷突針を設置し、建造物の避雷を兼ねた樹木の保護を行っています。

## 今後の取組に向けて

危険木の早期発見には日常の点検管理が欠かせません。各社寺では林務担当者が定期的な巡視を行い、樹勢、空洞化や腐朽の状況、枯枝の有無、動物や雪による損傷の度合い、表土の洗掘の状況等を点検しています。倒木や落枝による文化財建造物の被災のみならず、参道に張り出す大枝、根の成長による石垣のはらみだしなど、樹木管理は参拝者の安全確保や境内全体の環境と景観の保全に不可欠な事項です。樹木医による診断や科学的手法による調査などを取り入れ、適切な対策を講じていくことが求められています。

寄稿

# 今後の環境保全に向けて

イコモス日本国内委員会事務局長・文化財保存計画家

矢野和之

## 保全すべき「環境」の概念

文化財建造物を取り巻く環境の保全を考えるには、予期される災害に対して対策を講じることが求められます。文化庁の環境保全事業は、そのような目的を果たすためのものです。その中にあることも、文化財建造物を今日に伝えてきた自然的、社会的、文化的、歴史的な要素を含む環境と建造物とを一体的にとらえていくことが大切です。

農村の民家を例に考えると、屋敷地の中には農作業用のニワや、庭園、屋敷林があり、屋敷地の周囲に田畑が広がり、用水路が流れます。さらに、それを里山などの山林が囲み、地形や気候に即した生態系が見られます。生業、信仰、芸能、慣習なども考慮すべき無形の要素として重要です。

日本では、このような包括的な環境を「風土」として認識してきたように思います。しかし、風土は、経済的な指標で図れるものではなく、また、地図上で知覚するには相当な知

識と経験を要し、これまでの国土開発や都市開発の中で、物理的に破壊されるばかりか、その考え方も社会の中で薄れてしまったと言えるでしょう。

こうした傾向は日本に限るものではありません。見慣れた風景が失われていくことに憂慮し、土地に根ざした歴史や文化とともに、歴史的な環境の保全を広く図り、さらに一歩進めて、それを手がかりに美しい景観をつくり出す手法の開発が、さまざまな国や地域で進められています。フランスの風景保全再生法、イタリアのガランソ法などがその例です。

この流れの中で、人間の生活に影響を及ぼす周辺の物理的空間「environment」と区別して、風土に近い概念を共通認識として確立すべく、「setting」という言葉が国際的に議論されてきました。両者とも、一般的には、「環境」と訳されています。

本年の国際記念物遺跡会議(I COMOS)総会でも、「setting」が議題となっており、その注目度を推し量ることができそうです。



平等院鳳凰堂(京都)の背後にもマンションが迫る。文化財周辺の景観の保全は急務と言える

## 基本計画の重要性

environmentとsettingは、環境にかかわる概念の問題なので、計画区域の大小だけで区別することは適切ではありません。

施策紹介

# 重要文化財(建造物)耐震診断事業

文化財部参事官(建造物担当)付整備活用部門

文化庁文化財部では、文化財建造物の

震災対策の一環として「重要文化財(建造物)耐震診断指針」等を策定して建造物耐震診断の推進を図ってきました。

文化財建造物の震災対策は原則として所有者の責務でありますが、その実施には専門知識を要し、所有者の経済的負担が大きいことから、かねてより診断費用等の支援が求められてきたところです。

文化庁では、重要文化財(建造物)を対象として、平成一七年度から国庫補助事業「重要文化財(建造物)耐震診断事業」を実施します。

「耐震診断指針」では、所有者が自ら文化財建造物の耐震上の課題を把握するための「所有者診断」、建築構造の専門家によって建造物の耐震性能を把握する「基礎診断」、より詳細な解析を行う「専門診断」の三段階を定めています。今回の耐震診断事業ではこのうち「基礎診断」

いころに遊んだ思い出や、季節ごとにつらう風景の中で、文化財所有者の特別な愛着につながっている樹木もあるでしょう。それゆえ、危険木対策では、樹勢とともに、歴史的、文化的な意味や、所有者の心情などを十分に考慮しながら、慎重に危険木の選定と対策の検討を行う必要があるのです。

数本の木を切る。これだけの行為でも、前述のような作業を要するのですから、環境保全の計画が、文化財保護法が示す「文化財の保存に必要な範囲」から、一般に考える「歴史的風致」にまで広がり、利害関係者が増えたときには、考慮すべき要素は多様かつ多数に及び、調整も難しくなります。計画範囲が広範になるにつれ、考え方の骨子を示す基本計画が重要性を持つのはこのためです。

## 景観法と文化財

平成一七年六月に景観法が施行されました。文化財建造物の周辺の環境については、これまで、重要文化財(建造物)環境保全事業で行う、建造物と一体的な価値をもつとして重要文化財の一部として土地指定する、史跡や名勝として指定するなど、文化財保護法に基づいて対策が講じられてきました。しかし、いずれも、文化財所有者の権利が及ぶ範囲にとどまっています。

伝統的建造物群保存地区は、「伝統的建造物

を補助対象とします。

補助対象経費は基礎診断実施要領に示す①「基礎診断書」の作成経費で、必要に応じて②「耐震性能の向上措置に係る提案書」の作成経費を加えることができます。「耐震性能の向上措置に係る提案書」の作成にあたっては、その提案内容が重要文化財としての価値を損なわないものとなるよう、文化財専門技術者の技術指導を受けることができます。

地震時における文化財建造物の安全性確保は、強い地震の際にも人命に重大な影響を与えないことが目標となります。文化財としての価値を損なわない範囲での補強等を進めると同時に、維持管理や使用方法の改善、周辺環境の整備、防災施設の充実等は被害軽減につながります。

群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため」定める地区で周辺環境を含めた保存が図られています。例えば白馬村青鬼重要伝統的建造物群保存地区(長野)では、棚田や用水路、鎮守の社などを環境物件とし、歴史的環境を成す要素として伝統的建造物と一体的に保全しています。単体の文化財建造物にあっても、より広く周辺環境の保全を図ることが望まれ、その実現手段の一つとして景観法に期待されています。

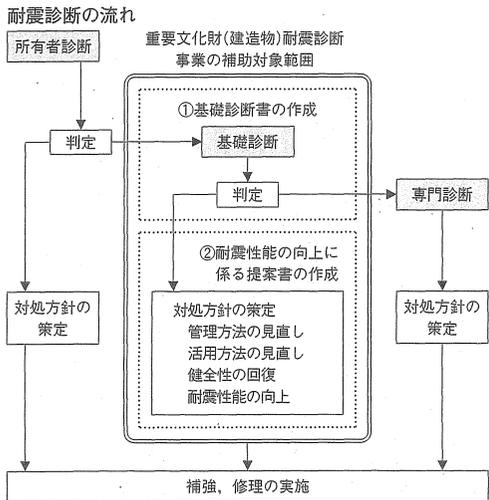
文化財保護法と景観法を組み合わせ、空間的にも、歴史的・文化的文脈としても一体的なまとまりをもつ景観をつくりあげ、それが生活を潤し、地域の経済活動を生み出し、町を活性化させる。そんな構図が描けるのではないのでしょうか。

## 今後の取組に向けて

景観法の成立により、文化財周辺の歴史的風致を保全する道具を得たといえますが、前述したように広域的な景観計画は大変難しいものです。さまざまな計画要素や価値観がからみ合う中で、静観していても文化財に対する十全な配慮がなされることは考えられません。今後は、景観行政団体となった地方自治体が景観計画を策定しますが、そのためには文化財担当部局を含む関係局課が積極的に協力していくことが肝要です。

被災時に必要となる措置を検討しておくことも重要です。耐震診断事業の成果が文化財建造物の安全性の向上に資するところが期待されます。

本事業の取扱い要領および必要書式は文化庁ホームページをご覧ください。



◆長官対談◆  
「文化人の本音」河合雄雄文化庁長官対談  
柳生 博 日本野鳥の会会長  
「長官コラム文化庁の抜穴」

◆特集◆  
世論調査から見る国語意識

「文化庁提言」  
世論調査と国語施策  
「座談会」  
世論調査に見る現代の敬語意識  
……………杉戸清樹・井田由美・松村由紀子  
「資料」  
平成一六年度  
「国語に関する世論調査」の結果

◆文化庁ニュース◆  
国際文化フォーラム  
平成一七年度「言葉」について考える  
体験事業開催地一覧  
ほか

編集後記

文化財建造物の防災においては、毎年一月二十六日の「文化財防火デー」に合わせて各地で防火演習を行うなど、火災についての定着した取組を有しています。一方で、環境保全については紹介される機会が少なかつたように思えます。文化財建造物の防災にかかわる施設や設備は、文化財の価値に影響を及ぼさないよう、また、周辺の歴史的な景観を損なうことがないよう、細心の注意を払って設置されます。それゆえ、良

◆連載◆

「いきいきミュージアム 美術館博物館事業レポート」  
愛媛県立美術館  
「芸術文化の風」  
「メディア・アート」って何だろう？  
「著作権O&A」著作権をどう質問する？  
歌手や俳優、レコード会社にはどんな権利があるの？  
「文化交流使の活動報告」  
村井健・濱洲評論家  
「伝建地区を見守る人々 伝建時記」  
選定一〇周年記念事業と千灯祭  
「言葉をみつめる」  
広がる文化財保護の輪  
会話の進め方  
「地域からの文化力発信」  
「本物の舞台芸術体験事業」公立文化施設公選  
「文化人ふんびと」in関西 関西元氣文化圏で活躍する人々  
震災の地から文化力で復興を応援  
「風を呼ぼう、わが町に」登録有形文化財建造物との歩み  
地場産業振興を支えた文化財建造物 新たな未来に向けて  
「日本の伝統美(伝技を守る人々)」  
「宮内庁式部職楽部・雅楽」  
「国宝・重要文化財をもっと楽しむ方法」  
文化財保存科学のおぼなし  
「日韓友情年事業紹介」  
友情年でも中盤、熱の入った事業を展開

い仕事ほど目立ちません。このような人知れず文化財建造物を支える技術や努力を、本特集で少しでも紹介できればと考えました。二歳の息子が東映系スーパーヒーローに夢中ですが、七年程前に放映された救急隊「ゴーゴーファイブ」では「進め！防災たましい！」という歌が流されていました。「大地が揺れても、心揺らさず、落ち着いて察知、試される緊急」そんなくたりを口ずさみながらの編集でした。(下間久美子)

文化庁月報 7月号 (通巻442)

平成17年7月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

発行—株式会社 ぎょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12  
本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16  
電話 編集 03 (3571) 2126  
販売 03 (5349) 6666  
URL: http://www.gyousei.co.jp

印刷所—ぎょうせいデジタル株式会社

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 [本体514円] 送料76円  
年間購読料6,480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先  
(株)ぎょうせい営業部広告課  
電話03 (5349) 6657 (ダイヤルイン)  
©2005 Printed in Japan ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。

美術館・博物館チケットプレゼント

今月号の展覧会等のチケットプレゼントは、  
A 京都国立博物館  
「龍馬の翔けた時代」3組 (ペア)  
B 国立国際美術館  
「転換期の作法」3組 (ペア)  
です。ご希望の方はアンケートハガキのチケット応募欄に必要事項をご記入のうえ、8月1日(月)までにご投函ください(当日消印有効)。  
\*チケット発送をもって当選発表にかえさせていただきます。

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄へお寄せください。

●ホームページアドレス●  
http://www.bunka.go.jp